

食安輸発0708第1号
平成21年7月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査強化の解除について
(オーストラリア産牛肉)

標記については、本年3月31日付け食安輸発第0331001号により、**CARGILL AUSTRALIA LTD (Est. 291)** から輸出された牛肉について、腸管出血性大腸菌 (O157) が検出された製品が混入していたことから当該施設において処理された牛肉については、腸管出血性大腸菌 (O157) に係るモニタリング検査の頻度を届出数の30%に引き上げて対応してきたところです。

今般、オーストラリア政府からの当該施設に係る改善措置等の調査報告及び検疫所において実施したモニタリング検査の実績等を踏まえ、通常の検査体制とすることとしたので、御了知願います。